

## 高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

## 1. 個人市民税関係

## (1)住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長（第1条）

内 容	現 行	改正後
住宅借入金の年末残高の1%（一般住宅の場合 上限40万円）を最長10年間、所得税から控除 しきれなかった額を個人市民税から控除	平成31年6月入居分まで	平成33年12月入居分まで

※個人市民税の減収額相当は、地方特例交付金で補填  
・施行期日：公布の日

## 2. 法人市民税・軽自動車税関係

## (1)法人市民税法人税割の税率改正の実施時期及び軽自動車税環境性能割の導入時期の延長（第2条）

項 目	現 行	改正後
法人市民税法人税割の税率改正（9.7%→ 6.0%）の実施時期	平成29年4月1日以降に 開始する事業年度分	平成31年10月1日以降に 開始する事業年度分
軽自動車税環境性能割の導入時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日

・施行期日：公布の日